

平成28年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-1 美しい景観の保全と創造

01 景観まちづくり活動団体サポート事業

施策

1 事業の目的

地域の景観まちづくり団体の活動をサポートし、地域の景観資源を活用した、地域が主体のまちづくり活動を促進する。

2 事業の内容

(1) 相談対応及び情報提供

- ・活動団体の相談対応を通じて、活動に係る課題、ニーズを把握するとともに、必要に応じて県の支援策等の情報提供を行う。
- ・団体概要及び活動等をとりネットに掲載する。
- ・メーリングリストを活用した適時の情報提供及び情報交換。

(2) 意見・情報交換会の開催

- ・活動団体の活動発表、情報共有及び連携体制の構築に資する場を設けることにより活動の促進、円滑化を図る。

(3) 活動団体の情報発信

3 事業の現状及び課題

(現状)

- ・景観まちづくりに取り組む団体を対象にしたアンケート(H26実施、回答数27団体)において、ほとんどの団体が何らかの活動上の課題を抱えている中、資金面の課題が最も多く、次いで人材の不足、ノウハウ・知見の不足と続いた。
- ・県の団体登録制度へは、関連制度、イベント等の情報提供を望む声が最も多く、団体間の交流及び市町村との協働連携についても相当数の団体が望んでいた。

連絡先

生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7364

参考URL

作成中

平成28年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-1 美しい景観の保全と創造

02 景観行政費

施策

1 事業の目的

景観法に基づく届出制度及び新景観形成条例に基づく制度の運用、その他景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

2 事業の内容

景観形成条例の改正、景観計画の策定により景観法に基づく届出制度へ移行したことから、事務処理の流れや審査基準など制度の周知徹底が必要となっている。

(1) 景観形成条例、景観計画の制度周知・運用

景観法に基づき、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地の開拓、土石の採取、鉱物の掘採、木竹の伐採などをするとき、事前の届出を義務づけるとともに、景観計画に定められた基準に適合しない場合は勧告、公表、変更命令等の必要な措置を講じる等の行為規制を実施する。

(2) 鳥取県公共事業景観形成指針の運用

県が公共事業を行うに当たって遵守すべき景観形成のための指針を制定。この指針に従って、県の公共事業の実施の際、基本設計、詳細設計、施工、維持管理の各段階で「景観評価」を実施する。

(3) 景観形成巡視員

無届行為の発見及び通報、景観上問題の届出済み行為の発見及び報告のため各市町村に景観形成巡視員を配置する。(鳥取市、倉吉市、米子市、三朝町、智頭町を除く市町村)

(4) 景観アドバイザー派遣

県が一定規模以上の公共事業を実施する際、各分野の専門家である景観アドバイザーの助言、意見を求め、良好な景観形成を図る。

(5) 市町村の景観行政団体への移行

景観行政の中心的な役割を担う市町村が景観行政団体となり積極的に景観形成に取り組むよう移行を促進する。

3 事業の現状及び課題

景観形成施策を行うことができる景観行政団体は現在、鳥取市、倉吉市、米子市、三朝町、智頭町の5団体であるが、良好な景観形成に関する具体的な施策は、住民に身近な市町村が中心的な役割を担うのが望ましいことから、今後さらに市町村の景観行政団体への移行を促進する必要がある。

連絡先

生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課 景観・建築指導室 景観担当 電話
0857-26-7363,7371

参考URL

作成中

平成28年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

01 地域資産・資源の保全活用

施策

1 事業の目的

かつての街道や宿場町等の風情のある伝統的なまちなみや、左官職人による伝統技術を活かした「鍍絵、なまこ壁」等の地域資産の保全・活用・情報発信を図る。

2 事業の内容

- ・景観まちづくり活動サポート事業による地域の景観まちづくり団体の活動サポート
- ・街並み環境整備事業(国交付金)及びととりの美しい街なみづくり事業(予算額:1,400千円)による景観保全

3 事業の現状及び課題

- (1)伝統的なまちなみの多くが、民家の解体や、プレハブ住宅等の洋風住宅の建設が虫食い的なされたり、道からの後退距離がまちまちに建築されるなど、美しい景観を構成する要素が失われることにより、統一性が無く、没個性的なまちなみとなりつつある。
- (2)景観まちづくりに取り組む団体を対象にしたアンケート(H26実施、回答数27団体)においては、ほとんどの団体が何らかの活動上の課題を抱えており、また、関連制度、イベント等の情報提供を望む声、団体間の交流及び市町村との協働連携を望む声が多くあった。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課企画担当 電話0857-26-7390

参考URL

平成28年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進
6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

02 鳥取県伝統建築技能者団体活動支援事業

施策

1 事業の目的

伝統的な木造建築物の維持、保全を行う伝統継承者の育成を図る。

2 事業の内容

木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具の技能士により組織される団体が
行う、(1)から(4)の事業に要する経費に対して助成

(1)研修等事業

伝統技能の継承を目的とした研修会、会議の開催又は参加

(2)競技大会経費

県内外で行われる技能競技大会への参加又は県内での競技大会の開催

(3)技能振興活動

伝統技能の振興を目的とした展示会、ものづくり体験教室等の開催

(4)鏝絵なまこ壁に関する事業

技能振興活動、研修等事業、技能競技大会

3 事業の現状及び課題

県内の木造建築の着工数は減少し続けており、大工・左官等の建築に携わる職人の
減少及び高齢化が進み、後継者不足は深刻化している。

連絡先

生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

鳥取県住まいまちづくり課のwebサイトより
「まちづくりの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47548>

平成28年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

03 「とっとり匠の技」活用リモデル事業

施策

1 事業の目的

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することで、職人技の活用を創出し、技能の継承及び既存ストックと空き家・空き店舗の有効利用を促進する。

2 事業の内容

(1) 伝統技能活用助成(補助金)

伝統技能を活用した建築物(住宅を除く)の模様替えに係る経費の一部を助成する。

○助成要件

【基本助成】県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人である一級又は二級の技能士(大工・左官・建具)が行う10万円以上の改修工事であること。

【追加助成】基本助成要件を満たした上で、改修部分の床面積が7m²以上の内部改修工事又は外部改修工事を伝統技能のうち2種以上を活用して施工するもの。ただし、各要件に規定する面積の2倍以上の改修を行う場合は1種。

○補助率

【基本助成】2分の1(県2分の1、所有者2分の1)

【追加助成】2分の1(国4分の1、県4分の1、所有者2分の1)

○補助額

【基本助成】上限5万円

【追加助成】上限45万円(伝統技能のうち2種(1種)以上の活用に係る経費)

補助対象項目及び補助単価

補助対象項目	補助単価		
基本助成	内部及び外部改修工事	50千円/件	
追加助成	内部	大工技能(造作)7平方メートル以上	11千円/平方メートル
		左官技能(漆喰等)7平方メートル以上	13千円/平方メートル
		建具技能3平方メートル以上	19千円/平方メートル
	外部	大工技能(外壁)7平方メートル以上	13千円/平方メートル
		左官技能(外壁)7平方メートル以上	13千円/平方メートル
		左官技能(塀)7平方メートル以上	12千円/平方メートル

3 事業の現状及び課題

・平成25、26年度は申請が伸び悩み、利用件数は両年度ともに1件に留まった。9月議会での一般質問(追及)の国岡議員の議会質問で取り上げられたように、より使いやすい制度への改正が望まれていたところであり、制度改正により使いやすくなったことをPRした結果、平成27年度は2件の利用があった。引き続き制度周知を図る。
・魅力あるリーフレットを作成し、利用促進に効果的な場所等への配架について留意する。

連絡先

生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/220200.htm>

平成28年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

04 とっとりの美しい街なみづくり事業

施策

1 事業の目的

国庫交付金事業(街なみ環境整備事業)を活用して街なみの整備を行う場合に民間事業者(個人を含む。)の費用負担軽減を行うことで、とっとりの美しい伝統的な街なみを保全し、地域の歴史や文化に根ざした個性的な街なみを残す取組みを促進する。

2 事業の内容

街なみ環境整備事業を実施する市町村に対し、補助金を交付する。(予算額:1,400千円)

3 事業の現状及び課題

(1)伝統的な民家が解体され更地になっていたり、プレハブ住宅や、洋風住宅が伝統的な民家の間に挟まれるように建築され、住宅の道路からの後退距離がまちまちに建築されており、これまで維持されていた地域の街なみが統一性のない、地域の歴史や文化が感じられない没個性的なものとなってきている。
(2)良好な美観を有する街なみをつくるため、県内で数カ所が街なみ環境整備事業を実施しているが、個人住宅修景整備については所有者の事業費負担が困難で整備が進まない状況もある。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課企画担当 電話0857-26-7390

参考URL

平成28年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進
6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

05 史跡妻木晩田遺跡保存活用事業

施策

1 事業の目的

国史跡妻木晩田遺跡整備活用基本計画に基づき、遺跡の環境整備及び遺跡の解明のための発掘調査を実施し、併せて弥生時代の暮らしを体験できる事業を行うなど、多くの人に活用してもらうための普及啓発活動を行う。

2 事業の内容

- (1) 調査整備事業(保存整備)
基本計画に基づき、環境整備工事等を実施
- (2) 調査整備事業(発掘調査)
国史跡妻木晩田遺跡の集落像を解明するための発掘調査を実施
- (3) 活用事業
むきばんだまつりなどのイベントや各種体験学習事業を開催

3 事業の現状及び課題

<現 状>

平成23年4月にグランドオープンを迎え、展示施設である「弥生の館むきばんだ」や、復元された弥生のムラ、発掘体感ひろば施設など、二千年前を体感しながら学習・散策できる史跡公園として公開されている。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

むきばんだ史跡公園ホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41862>

平成28年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

06 史跡青谷上寺地遺跡保存整備活用事業

施策

1 事業の目的

「史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画」に基づき、史跡の公有化と活用を進めるとともに、発掘調査を実施して整備・活用に必要な情報を収集する。

併せて出土品の再整理と調査研究を行い、その成果を発信していく。

また、平成28年度から、青谷上寺地遺跡の史跡整備として基本設計に取り掛かる。その後基本設計をもとに、実施設計、遺構などの復元整備や環境整備、展示公開施設等の整備を行う。

2 事業の内容

(1) 史跡指定地公有化・保存活用事業

○史跡の保存・整備・活用に資するため、史跡指定地を平成20年度から10力年かけて公有化

○地域住民と県・鳥取市の協働連携による史跡の維持管理・活用を目指し、史跡保存活用協議会を設立して様々な活用事業を実施

(2) 発掘調査事業

発掘調査、遺跡周辺調査、埋蔵環境調査などを実施し、青谷上寺地遺跡の実態解明および史跡整備に必要なデータを収集

(3) 出土品調査研究事業

出土品の調査研究、保存処理、レプリカ作成などを行い、活用を図るとともに情報発信も実施

(4) 遺跡整備事業

平成28年度から遺跡の史跡整備として基本設計に取り掛かる。その後基本設計をもとに、実施設計、遺構などの復元整備や環境整備、展示公開施設等の整備を実施。

3 事業の現状及び課題

現地整備が完成するまでの期間に行う史跡の活用や情報発信の方法等が大きな課題。史跡保存活用協議会等で検討を行っているところ。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより

「とっとり弥生の王国情報発信(妻木晩田・青谷上寺地遺跡)」→「青谷上寺地遺跡の整備と活用」

→青谷上寺地遺跡ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4271>

平成28年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

07 空き家等利活用のためのリノベーションコーディネート機能強化事業

施策

1 事業の目的

空き家等を解消し、利活用を推進するための取組として、近年リノベーション手法が注目されている。市場に流通していないまちなか等の空き家を掘り起こし、利活用を進めるため、民間で組織する協議会のコーディネート機能を強化し、まちなか等のにぎわいづくりを推進する。

2 事業の内容

(1) 事業主体

(仮称)鳥取県空き家対策関連団体協議会

※空き家問題を取り組むため、県建築士会及び宅建協会等の民間団体が連携して組織する予定の協議会

(2) 対象事業

・市町村や民間による、リノベーションが可能な物件(空き家)の掘り起こしを支援するとともに、事業化に向けて関係各者(所有者、事業希望者、建築の専門家等)間のマッチングを図る。

・リノベーションの魅力や成功事例等の情報発信を行う。

・最前線で活躍する実践者を招いて、ワークショップ形式による実践的なまちづくり人材の育成を行う。

(3) 補助率

3分の2(上限2,000千円)

3 事業の現状及び課題

・平成27年度にリノベーションシンポジウムの開催を支援し、リノベーション手法について普及啓発を行っている。

・空き家・空き店舗を活用した喫茶店やゲストハウスがオープンする等、県内でもリノベーションの取組が広まりつつあるが、空き家の掘り起こしが進まない、まちづくりの人材が不足している等の課題がある。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課企画担当 電話0857-26-7390

参考URL